

厚生労働省発生食 0928 第 1 号
令和 3 年 9 月 28 日

食品安全委員会
委員長 山本 茂貴 殿

厚生労働大臣 田村 憲久
(公 印 省 略)

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 13 条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる添加物の使用基準を改正すること。

硫酸銅

